

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年7月20日午後1時30分から令和3年第7回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第12番委員	小野まり子
第2番委員	高橋義隆	第13番委員	及川宏和
第3番委員	宮舘晃	第14番委員	小嶋教三
第4番委員	田口敏	第15番委員	山路和弘
第5番委員	高橋重貴	第16番委員	高橋新一
第6番委員	名和和弘	第17番委員	佐藤浩幸
第7番委員	高橋正則	第18番委員	及川和芳
第8番委員	松本隆	第19番委員	高橋旦志
第9番委員	菊地重治	第20番委員	菊地成壽
第10番委員	有住寿哉		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	令和3年度金ヶ崎町農地パトロールの実施について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第7回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、19名であります。
11番小坂倫充委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には4番田口敏委員、5番高橋重貴委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地の形状変更の報告についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 第4番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。
 4番 田口です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午前に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
 譲受人である■■■■さんが、住居への進入路及び敷地内通路として利用するため、農地所有者の■■■■さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。
 隣接する南側の田については、十分な転圧により土砂の流出を防ぐほか、用地に砕石を敷き、浸透により雨水等の流出を防ぐ計画であり、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。
 以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
 続いて番号2番、3番、4番、5番の案件について、10番有住寿哉委員より報告願います。
 10番 有住です。番号2番から5番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午前に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
 譲受人である■■■■が、宅地分譲地4区画を造成するため、農地所有者の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、北側と南側は農地と隣接しておりますが、敷地内に砂利を敷き、雨水等の自然浸透とするとともに、境に擁壁および法面を設置するほか、県道との境に可変側溝を設置し、雨水等を受ける計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号6番、7番の案件について、13番及川宏和委員より報告願います。

第 1 3 番 委 員

13番 及川です。番号6番及び7番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午前に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が、宅地分譲地1区画を造成するため、農地所有者の[]さん、[]さんから田及び畑を売買及び賃貸借により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、南側は農地と隣接しておりますが、敷地内に砂利を敷き、雨水等の自然浸透とするとともに、農地との境に可変側溝を設置し、雨水等を受ける計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

ご苦労様でした。

議 長
第 1 9 番 委 員

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

19番 高橋です。番号6番及び7番の案件について、宅地造成のための転用申請のようですが、申請地は隣接しておらず面積も小さい農地のため、どのように宅地造成するのか教えてください。

事 務 局

10ページの位置図をご覧ください。番号6番の農地の少し北側に倉庫のようなものが建っているのですが、そこを宅地造成する計画となっております。そこに行くための道路を確保するために、番号6番及び7番の田及び畑を転用するものです。

第 9 番 委 員

9番 菊地です。番号7番の案件について、隣接している農地の現況を教えてください。

事 務 局

番号7番の案件と隣接している農地は、街地区生涯教育センターの隣になりますが、確認したところ草刈りをしている自己保全管理農地となっております。

第 7 番 委 員

7番 高橋です。番号7番の案件について、宅地分譲地のための転用申請ですが、賃貸借での永久転用なのですか。

事 務 局

申請時に確認したところ、所有者の[]さんの意向により、永久的な賃貸借でお願いしたいとの申し出があったとのこと。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は、許可相当の意見を付して
県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号 令和3年度金ケ崎町農地パトロールの実施についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第14番委員 14番 小嶋です。相続放棄された農地が遊休農地になっている場所があり、相続放棄されたため誰も手をつけることができないと聞いているのですが、どのように取り扱えばよいのでしょうか。

事務局 相続放棄されていても、土地を管理する責任は相続人にあります。債権者との関係がある場合は、債権者との話し合い等も必要になりますが、基本的には所有権が第三者に移らない限り、相続人に管理をお願いすることになります。

第14番委員 その場合は、農業委員会から相続人へ連絡することになるのでしょうか。

事務局 町内の方でご存じの方であれば、地域の農業委員から声かけをお願いしたいです。町内でもご存じではない方や、町外の方であれば、事務局からお声がけすることになると思います。

第4番委員 4番 田口です。私の自宅近くに2年ほど前から草刈りをしていない農地があるのですが、どのように対応すればよいのでしょうか。

事務局 まずは、所有者の方に草刈り等の適正管理をお願いすることになります。さらに、今後耕作する意向があるかどうかを確認していただきます。耕作の意向がなければ、該当農地を貸してもよいかどうかの確

第 4 番 委 員 局
事 務 局

認をし、貸してもよければ近隣の担い手に紹介することになります。
私が所有者の方に声がけしても良いのでしょうか。
農業委員には声がけをする権利があります。所有者の方とのお話が
難しい場合は事務局にご相談ください。また、農地の状況をお知り
になりたい場合は、事務局にご連絡をいただければ、手続きの状況等
についてこちらの情報を共有させていただきたいと思います。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 令和 3 年度金ケ崎町農地パトロールの実施について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和 3 年第 7 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さま
でした。

時間 14 時 20 分